

随意契約理由書

本工事は、大阪府東警察署の昇降機設備の老朽化に伴い、既存設備の改修工事を行うものです。

大阪府総務部契約局において一般競争入札（電子入札）により契約手続きを進めて、一度目の公告を令和4年11月16日に公告を行い、令和4年12月22日に開札し、二度目の公告を令和5年1月18日に公告を行い、令和5年2月21日に開札しましたが落札者がなく、落札者が決定しませんでした。

大阪府東警察署の昇降機設備は設置してから30年以上経過しており、昇降機設備の制御・駆動に大きく影響する部品の供給を受けることが困難な状況にあり、故障・異常が発生した場合には修理が出来ない場合もあり、修理出来る場合でも多くの時間を要し、別途費用がかかることも想定されます。

昇降機設備が使用出来ないことで警察活動に著しい影響を及ぼす可能性があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がいないとき）により随意契約を行うものです。

なお、見積依頼業者の選定については、一度目の入札に参加した業者3者のうち、入札書の提出を行っていた2者としました。

上記2者の参加業者で見積合わせを行い、予定価格以下で最低金額の見積を提示した業者と契約締結するものです。（同額の見積が複数となった場合は、くじ抽選を実施し、採用者を1者決定することとします。）ただし、見積金額が低入札価格調査金順価格以下の場合は、低入札価格調査を実施し契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことを確認した後に契約締結を行う。